

要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物等)の耐震診断の結果【長崎県所管分】

令和4年10月31日現在

■要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物等)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考			
						内容	時期				
1	大村市役所本庁舎	大村市政島1丁目25番地	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.21$ $C_{TU} \cdot S_0=0.218$	建替	未定	Z=1.0として診断 U=1.5として診断 再掲(要緊急安全確認大規模建築物として公開済)			
2	松浦市役所本庁舎	松浦市志佐町里免365	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.23$ $C_{TU} \cdot S_0=0.18$	未定	未定	再掲(要緊急安全確認大規模建築物として公開済)			
	本館								B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.50$ $C_{TU} \cdot S_0=0.39$	U=1.25として診断
	別館										
3	対馬市役所	対馬市厳原町国分1441番地	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{so}=0.26$ $C_{TU} \cdot S_0=0.20$	検討中	未定	U=1.5として診断			
4	壱岐市役所郷ノ浦庁舎	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_0=0.75$	-	-	U=1.5として診断 令和元年度耐震改修済			
5	東彼杵町庁舎(旧館)	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{so}=0.6$ $C_{TU} \cdot S_0=0.38$	建替	未定	U=1.25として診断			
	鉄筋コンクリート造部										
	鉄骨造部								A (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.04$ $\alpha=0.13$	
6	川棚町役場本館	東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1	庁舎	E 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	建替済 令和4年3月供用開始			
7	波佐見町役場	東彼杵郡波佐見町宿郷660番地	庁舎	B (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.22$ $C_{TU} \cdot S_0=0.13$	建替 建替設計(基本設計) 建替設計(実施設計) 建替工事	令和2年度 令和2年度~令和3年度 令和4年度~令和5年度	U=1.25として診断			
	鉄筋コンクリート造部										
	鉄骨造増築A部								A (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.12$ $\alpha=0.50$	
	鉄骨造増築B部								A (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.08$ $\alpha=0.35$	

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考	
						内容	時期		
8	佐々町役場	北松浦郡佐々町 本田原免168番地2	庁舎						
	本館A			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.26$ $C_{TU} \cdot S_D=0.25$	建替	令和4年度～令和6年度	U=1.5として診断
	本館B増築部			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.61$ $C_{TU} \cdot S_D=0.45$			U=1.5として診断
9	島原市役所本館	島原市上の町 537番地	庁舎	E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	建替済 令和2年4月供用開始
10	島原市役所新館	島原市上の町 537番地	庁舎	-	-	-	-	-	令和3年2月除却済
11	松浦市役所福島支所	松浦市福島町塩浜免 2944番地3	庁舎						
	鉄筋コンクリート造部			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{so}=0.52$ $C_{TU} \cdot S_D=0.31$	未定	未定	U=1.25として診断
	鉄骨造部			A	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.15$ $q=0.61$			
12	松浦市役所鷹島支所庁舎	松浦市鷹島町中通免 1718番地	庁舎	D	(一財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}=0.321$	未定	未定	耐震安全性の分類は「Ⅲ類1=1.0」で診断
13	苓岐市役所勝本庁舎	苓岐市勝本町西戸触 182番地5	庁舎	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_D=0.76$	-	-	U=1.5として診断 平成30年度耐震改修済
14	苓岐市役所芦辺庁舎	苓岐市芦辺町芦辺浦 562番地	庁舎	C	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_D=0.61$	-	-	U=1.5として診断 令和元年度耐震改修済
15	苓岐市役所石田庁舎	苓岐市石田町石田西触 1290番地	庁舎						
	鉄筋コンクリート造部			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	-	-	U=1.5として診断 令和元年度耐震改修済
	鉄骨造部			E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	令和元年度建替済

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考	
						内容	時期		
16	五島市役所本庁舎本館	五島市福江町1番1号	庁舎					再掲(要緊急安全確認大規模建築物として公開済)	
	本館棟			E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	—	—	令和2年度建替済
	新館棟			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.73$ $C_{T-U} \cdot S_D=1.07$	—	—	U=1.25として診断 耐震改修不要
17	五島市役所富江支所庁舎本館	五島市富江町富江165番地1	庁舎						
	本館			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.46$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.27$	建替	令和3年度~令和5年度	$E_s=0.7$ として診断
	別館			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.64$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.97$	—	—	$E_s=0.7$ として診断 耐震改修不要
18	五島市役所三井楽支所庁舎本館	五島市三井楽町濱ノ畔1473番地1	庁舎	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.62$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.46$	除却	令和5年度	$E_s=0.7$ として診断
19	五島市役所岐宿支所庁舎本館	五島市岐宿町岐宿2535番地	庁舎	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.41$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.30$	除却	令和5年度	$E_s=0.7$ として診断
20	五島市役所奈留支所庁舎	五島市奈留町浦1818番地1	庁舎	E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	—	—	令和3年度建替え済
21	雲仙市役所瑞穂総合支所	雲仙市瑞穂町西郷辛1285	庁舎	E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	—	—	令和3年度建替え済
22	雲仙市役所小浜総合支所	雲仙市小浜町北本町14	庁舎	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.70$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.43$	未定	未定	U=1.25として診断
23	千々石老人福祉センター橋荘	雲仙市千々石町戊762番地	福祉施設	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.36$ $C_{T-U} \cdot S_D=0.21$	未定	未定	$E_s=0.7$ として診断 令第2条第22号(避難所)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考	
						内容	時期		
24	瑞穂体育館	雲仙市瑞穂町西郷辛1060番地	体育館					令2条第22号(避難所)	
	鉄筋コンクリート造部			B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.13$ $C_{TU} \cdot S_D=0.66$	補強 補強設計 補強工事	平成30年度 検討中	E _s =0.7として診断 耐震改修不要
	鉄骨造部			A	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.21$ $q=0.42$			
25	小浜体育館	雲仙市小浜町南本町7番地	体育館						
	鉄筋コンクリート造部				-	工事中	建替 建替設計 新築工事 除却工事	平成30年度～令和元年度 令和2年度～令和3年度 令和4年度	令和4年度新築棟供用開始済 令2条第22号(避難所)
	鉄骨造部								
26	南島原市有家庁舎	南島原市有家町山川58番地	庁舎	B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_D=0.77$	-	-	U=1.5として診断 平成29年度耐震改修済

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
A	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
B	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
C	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
D	(一財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G_{is} < 1.0$
				$1.0 \leq G_{is}$
E	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

- I. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

- (※) 震度6強から7に達する程度の大規模地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。
- (※) 備考に記載の無い場合は、 $Z=0.8$ 、 $G=1.0$ 、 $U=1.0$ として耐震診断されている。

【用語の解説】

- 建物の保有する耐震性能は、 I_s (構造耐震指標)という数値を算出して評価する。
主に鉄筋コンクリート造の建物の第2次診断法や第3次診断法においては、 I_s (構造耐震指標)を算出し、 I_{so} (構造耐震判定指標)と比較する評価に加えて、地震等の水平力に耐える強さがあるか否かを、 $C_{TU} \cdot S_D$ 値により評価する。
- 安全性の評価IIIは、現行耐震基準に相当するもので、これを下回ると評価II「危険性がある」、評価I「危険性が高い」とされるが、これらの評価区分により建築物の崩壊・大破が確定的となるものではなく、評価値が小さくなるに従って、被害を受ける可能性が高くなるものとされている。
- I_s (構造耐震指標) = E_0 (保有性能基本指標) × S_D (形状指標) × T (経年指標)
 I_s は、建築物の耐震性能を示す指標。この数値が大きいほど耐震性能が高い。
 - I_{so} (構造耐震判定指標) = E_s (耐震評定基本指標) × Z (地域係数) × G (地盤指標) × U (用途指標)
 I_{so} は、建築物の耐震性能の判定基準となる目標値。
長崎県内の学校等においては、第2次診断法の場合、通常は $E_s=0.6$ とするものを、 $E_s=0.7$ と割増しし、より高い耐震性を目標としている。
 - $C_{TU} \cdot S_D$ 、 q は、構造体の粘り強さ、建築物の平面・立面形状等による耐震性能に係る指標。この数値が大きいほど耐震性能が高い。
 - $Z \cdot G \cdot U$ ($Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$)は、 Z 地域特性(地震活動)、 G 地盤特性(地形等)、 R_t 建物の震動特性、 U 建築物の用途による重要度等から目標値を補正するための指標